

(2) 法人事業税  
① 事業税額等

(単位：件、千円)

区 分	現 事 業 年 度 分															過事業年度分		合 計 (調定額) ⑦+⑧ ⑨	当該年度 において 発生した 歳 出 還 付 額			
	確 定 額								確定事業税額に 対応する前年度 分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる 見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調 定 額  ①+②- ③+④+ ⑤+⑥ ⑦			所 得 (収 入) 金 額	調定額 ⑧	
	事業年度数		所 (収 入) 金 額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額 ③	事 業 年 度 数	税 額 ④	事 業 年 度 数	税 額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦							
	確定申告 のあった もの	うち 決定し たもの		確定申告の あったもの ①	うち 決定し たもの	事 業 年 度 数	税 額 ②															
所得課税分(外形対象法人分を除く)	普通法人	本県本店分	837		37,990,147	2,517,906		1	457	279	666,749	284	716,308	5	7,114	95,418		2,670,454	405,835	22,737	2,693,191	-
		他県本店分	2,369		37,756,184	2,514,939		5	3,249	926	560,063	984	654,105	36	27,509	81,859		2,721,598	927,631	58,896	2,780,494	-
	県内法人		19,258	40	67,505,087	3,955,181	1,011	8	11,369	1,819	1,021,510	2,067	1,210,991	8	12,517	229,607		4,398,155	1,791,098	86,325	4,484,480	-
		小計(A)	22,464	40	143,251,418	8,988,026	1,011	14	15,075	3,024	2,248,322	3,335	2,581,404	49	47,140	406,884		9,790,207	3,124,564	167,958	9,958,165	-
	特別法人(B)	1,130	1	23,242,056	1,058,940								1	46			-	1,058,986	116,824	4,367	1,063,353	-
	公益法人等(C)	527	1	11,516,809	760,362												-	760,362	4,088	123	760,485	-
	人格なき社団等(D)	150		52,593	1,935												-	1,935	19,823	642	2,577	-
	清算法人(E)	299		1,722	59							1	27				-	86			86	-
	計(F) (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	24,570	42	178,064,598	10,809,322	1,011	14	15,075	3,024	2,248,322	3,336	2,581,431	50	47,186	406,884		11,611,576	3,265,299	173,090	11,784,666	-	
	収入金額課税分(G)	194		142,535,512	1,282,811		5	6,153	90	612,600	118	656,958	1	10	7		1,333,339	52,730	10,995	1,344,334	-	
外形対象法人分(H)	1,761			15,288,963		9	28,061	1,401	5,803,314	1,443	6,402,700	45	93,250	51,170		16,060,830		86,148	16,146,978	-		
地方法人特別税分(I)				12,920,522	437			17,582		3,967,690		4,597,922		68,867	234,987		13,872,190		194,535	14,066,725	-	
合 計 (F)+(G)+(H)+(I)	26,525	42		40,301,618	1,448	28	66,871	4,515	12,631,926	4,897	14,239,011	96	209,313	693,048		42,877,935		464,768	43,342,703	85,990		

(注) 1 現事業年度分

平成28年2月1日から平成29年1月31日までの間に終了する事業年度分をいうものであること。

2 過事業年度分

現事業年度分より前の事業年度分をいうものであること。

3 ①及び⑧又は「所得(収入)金額」欄は、平成28年度において確定した事業税額(確定申告、修正申告、更正決定後のものをいい、過事業年度分で平成27年度以前に申告等があり、平成28年度に修正、更正増があったものについては当該増差税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。また、②欄は、確定申告及び決定のない中間申告分に係るものを記載した。

4 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度数ごとに1件とし、「確定額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについて、その最終段階で1件として記載した。なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。